

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱

(昭和55年4月1日蔵計第909号)

(通則)

第1条 国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)が国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資すること並びに国家公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の短期給付事業の財政基盤の強化及び組合員等の健康管理等を増進することを目的として行う事業の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、連合会が行う次の各号に掲げる業務を行うに必要な経費のうち、財務大臣が特に必要であると認めるものの経費の全部又は一部について交付する。

(1) 連合会が経営する医療施設(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)附則第3項の規定により行うものを除く。

第4号において同じ。)の整備事業等

(2) 連合会本部の事務(当該事務のうち、法令の規定等により国の補助金等の交付の対象となる事務に係るものを除く。)

(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)附則第14条の4の規定により行う事業(以下「財産形成事業」という。)の実施に必要な資金の借入、貸付、回収及び返済等

(4) 短期給付事業の財政基盤の脆弱な共済組合に対して助成を行う事業(以下「財政調整交付金交付事業」という。)及び組合員等の健康管理を増進するため、連合会が経営する医療施設の医療情報システムの整備(以下「病院機能高度化経費」という。)

(5) 老人保健拠出金に係る制度改正等により共済組合の短期財政が受ける影響を軽減するため、交付が認められる共済組合に対して一定額を交付する事業(以下「短期財政臨時交付事業」という。)

(6) その他財務大臣が必要と認める業務

2 補助対象経費の区分は別表のとおりとする。

(申請の手続)

第4条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙第1号様式による国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付申請書(以下「申請書」という。)を財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助金の交付申請額は、別表左欄に定める交付区分の最小単位ごとに、別表右欄に

定める交付申請額算出基準により算出した額と予算で定める額とのいずれか少ない額の合計額とする。

3 第1項に規定する申請書の提出期限は、国の会計年度ごとに財務大臣が別に定める。
(交付決定の通知)

第5条 財務大臣は、前条の規定により申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、審査の結果補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の交付決定を行い、連合会に通知するものとする。
(申請の取下げ)

第6条 連合会は、交付決定の内容及びこれに附された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該補助金の交付決定及びこれに附された条件の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
(計画変更等の承認)

第7条 連合会は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ、別紙第2号様式による国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金事業変更等承認申請書を財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 申請書に記載された内容を著しく変更しようとするとき

(2) 財務大臣が定めた経費の配分を変更しようとするとき

(3) 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするとき

2 財務大臣は、前項の規定により承認をするときは、必要な条件を附することができる。

(事故等の報告)

第8条 連合会は、補助事業の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生した場合又は補助事業の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、別紙第3号様式による国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業事故届出書を財務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の概算請求等)

第9条 連合会は、補助金の交付を概算で受けようとするときは、別紙第4号様式による国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金概算交付請求書を財務省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(収支状況の報告)

第10条 連合会は、補助事業の遂行及び収支の状況について、毎会計年度の毎四半期(第4四半期を除く。)経過30日以内に、別紙第5号様式による国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業状況報告書を財務大臣に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第11条 連合会は、毎会計年度終了後又は補助事業を廃止した日から30日以内に別紙第6号様式による国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業実績報告書を

財務大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 財務大臣は、前条の規定により報告書の提出があった場合には、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告書に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条の規定に基づき承認した場合は、その内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、連合会に通知する。

2 財務大臣は、連合会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 財務大臣は、第7条第1項第3号の規定により連合会から補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び連合会が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(4) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をしたとき

(5) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 財務大臣は、前項の規定により、補助事業の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 財務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第14条 連合会は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の権限)

第15条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、財務大臣が定める機械及び器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具と

する。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣が別に定める期間とする。
- 3 連合会は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財務大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（交付の条件）

第16条 この補助金の交付の決定には、次の条件が附されるものとする。

補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年3月31日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。
- 2 国家公務員財産形成補助金交付要綱（昭和49年蔵計第760号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日施行する。
- 2 国家公務員等共済組合連合会短期給付助成事業費補助金交付要綱（平成2年蔵計第2037号）は、廃止する。
- 3 改正後の国家公務員等共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱は、平成4年度分の補助金から適用し、同年度前分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則（平成13年1月5日蔵計第2831号）

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月22日財計第653号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

別表 1

交 付 区 分	交 付 申 請 額 算 出 基 準
1 医 療 施 設 費 イ 減 価 償 却 費	<p>第3条第1項第1号に規定する医療施設費（国庫補助金等により建設、購入したものを除く。）の減価償却費等で、補助金の交付年度の前々年度の発生額のうち、次に掲げるもの</p> <p>ただし、平成10年度以降建設された医療施設等の減価償却費については、別表2に掲げる診療部門等に係る額を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物及び構築物の減価償却費 2 借入不動産附帯施設及び借地権の償却費 3 合同庁舎診療所の医療器具機械の減価償却費
ロ 借 入 金 金 利	<p>第3条第1項第1号に規定する医療施設の整備資金の借入に要する金利</p> <p>ただし、平成10年度以降建設された医療施設等の整備資金の借入により生ずる金利については、別表2に掲げる診療部門等に係る額を限度とする。</p>
ハ 借 地 料	<p>病院敷地の借上に要する借地料</p>
2 本 部 事 業 運 営 経 費 イ 人 件 費	<p>第3条第1項第2号及び第3号に規定する事務を行うに必要な人件費</p>
ロ 事 務 費	<p>第3条第1項第2号及び第3号に規定する事務を行うに必要な旅費及び事務費</p>
3 財 産 形 成 事 業 利 子 補 給 金	<p>第3条第1項第3号に規定する財産形成事業を行うに必要な利子補給金</p>
4 短 期 給 付 助 成 事 業 費 イ 財 政 調 整 交 付 金 交 付 事 業 費	<p>共済組合の所要掛金（国家公務員共済組合法施行令（以下「令」という。）附則第8条第1項に規定する所要掛金をいう。）を基礎として徴収すべきこととなる当該事業年度の掛金（任意継続組合員にあっては任意継続掛金のうち当該徴収すべきこととなる掛金に相当する部分の金額。）の総額から令附則第8条第3項に規定する財務大臣の定める率を基礎として徴収すべきこととなる当該事業年度の</p>

<p>□ 病院機能高度化経費</p> <p>5 短期財政臨時交付事業費</p>	<p>掛金の総額を控除した金額の8分の3に相当する額</p> <p>医療情報システムの整備に必要な経費</p> <p>第3条第1項第5号に規定する短期財政臨時交付事業を行うに必要な交付金</p>
---	---

別表2

区 分		交 付 対 象 部 門
診 療 部 門	病棟部門	分娩室、未熟児室、ICU等を含む病室のある部門
	外来診療部門	受付、待合室、診察室、処置室、薬局等の外来診療に関わる部門
	手術部門	手術室、滅菌室、輸血室等の手術に関わる部門
	特殊診療部門	血液透析室、高圧治療室、相談室等の特殊診療に関わる部門
	放射線部門	一般撮影室、CT室、MRI室、血液造影撮影室、リニアック室等の放射線等に関わる部門
	リハビリ部門	理学療法室、作業療法室、運動療法室等のリハビリに関わる部門
準 診 療 部 門	検査部門	生化学検査室、生理検査室、病理検査室、核医学検査室、内視鏡室、剖検室（霊安室を含む。）等の検査に関わる部門
	給食部門	厨房、食品庫、給食事務室等の給食に関わる部門
	厚生部門	食堂、売店、理髪室等の患者厚生に関わる部門（主として患者の利用に供されるものに限る。）
	洗濯部門	洗濯室、乾燥室、リネン室等の洗濯に関わる部門
	機械部門	ボイラー室、空調室、発電室等の機械エネルギー等に関わる部門

別紙第1号様式

番 号
年 月 日

財 務 大 臣 殿

住所
申請者 国家公務員共済組合連合会
理事長 氏 名 (印)

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費の配分
- 3 補助金交付申請額
- 4 補助金交付申請額の算出根拠

別紙第2号様式

番 号
年 月 日

財 務 大 臣 殿

住所
申請者 国家公務員共済組合連合会
理事長 氏 名 (印)

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業変更等承認申請書

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱第7条の規定により、国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業を { 変更
中止
廃止 } したいので承認願います。

記

- 1 理 由
- 2 補助事業の内容及びその進捗状況
- 3 金額及びその内訳

別紙第3号様式

番 号
年 月 日

財 務 大 臣 殿

住所
申請者 国家公務員共済組合連合会
理事長 氏 名 (印)

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業事故届出書

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業の事故につき、国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容及びその進捗状況
- 2 同上の金額
- 3 事故の原因
- 4 事故に対してとった措置

別紙第4号様式

番 号
年 月 日

支出官
財務省大臣官房会計課長 殿

住所
申請者 国家公務員共済組合連合会
理事長 氏 名 (印)

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金概算交付請求書

平成 年度第 四半期分の国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金を概算で
交付されるよう、国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱第9条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

- 1 平成 年度第 四半期分所要額
- 2 同上補助金の算出基礎

財 務 大 臣 殿

住所
申請者 国家公務員共済組合連合会
理事長 氏 名 (印)

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業状況報告書

平成 年度第 四半期分の国家公務員共済組合連合会医療施設費等交付補助事業につき、国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱第10条の規定により、その状況を下記のとおり報告します。

記

1 収入の部

科目	債 権 発 生 額		収 入 済 額		収入未済額
	本期分	本期までの計	本期分	本期までの計	
	円	円	円	円	円
計					

2 支出の部

科目	債 務 負 担 額		支 出 済 額		支出未済額
	本期分	本期までの計	本期分	本期までの計	
	円	円	円	円	円
計					

3 実施した補助事業の概要

注 収入及び支出科目は財務大臣の別に定めるところによる。

財 務 大 臣 殿

住所
申請者 国家公務員共済組合連合会
理事長 氏 名 (印)

国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助事業実績報告書

平成 年度分として交付を受けた国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金について、国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の効果
- 2 補助金の収支総額
 - (1) 補助金の収支総額
 - (2) 補助金の収支明細表